

総務大臣 片山 虎之助 殿

統計審議会会長 竹内 啓

諮問第285号の答申
工業統計調査及び商工業石油等消費統計調査の改正について

経済産業省は、工業統計調査（指定統計第10号を作成するための調査）について、中小企業近代化促進法の廃止など中小企業施策等の変化を踏まえ、統計調査の効率的な実施等を図るため、平成14年調査から、特定業種の従業者3人以下の事業所に係る調査の調査周期を変更するとともに、調査項目等の変更を行った上で実施することを計画している。

また、同省は、商工業石油等消費統計調査（指定統計第115号を作成するための調査）について、同調査のうち、石油等消費構造統計調査については、近年の同調査に対するニーズの変化等を踏まえ、報告者負担の軽減等を図るため平成14年から調査を中止するとともに、石油等消費動態統計調査については、平成15年1月調査以降、調査品目等の変更を行った上で実施することを計画している。さらに、上記構造統計調査の中止に伴い、調査の名称を変更することを計画している。

本審議会は、今回の改正計画全般について、統計ニーズの変化への対応、報告者負担の軽減、利用者の利便性の確保等の観点から審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

I 工業統計調査

1 特定業種の調査周期の変更

特定業種については、これまで中小企業近代化促進法や繊維産業構造改善臨時措置法等の施策を受け、特に政策的必要性が高い業種であるため、従業者3人以下の事業所についても毎年調査を実施してきたが、これら法律の廃止、失効等により、特定業種の調査結果に対するニーズが薄れてきていること等から、平成14年調査以降、調査周期を毎年から他の業種の従業者3人以下の事業所と同様、西暦末尾0、3、5、8年の年に変更する計画である。

これについては、政策の転換に伴う統計ニーズの変化に対応したものであること、調査の効率化や報告者負担の軽減に資するものであることから、適当と認められる。

また、調査周期の変更に伴い把握できなくなる特定業種の従業者3人以下の事業所のデータについては、特定業種以外の業種同様、推計結果を工業統計表の「参考表」において公表する計画である。これについては、結果利用の利便性を考慮したものであり、適当と認められる。

なお、従業者 3 人以下の事業所を調査しない年において、従業者 4 人以上の事業所を正確に把握するためには、本調査前に実施する調査対象事業所を把握するための準備調査が重要であり、これを的確に実施する必要がある。

2 調査項目等の見直し

調査項目等の見直しについては、「従業者数」に男女計の「合計」の追加、「内国消費税額（消費税を除く）」から「酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の合計額（消費税を除く内国消費税）」への表記の変更等を行う計画である。

これについては、調査事務の効率化及び調査内容の正確性の向上に資することから、適当と認められる。

II 商工業石油等消費統計調査

1 石油等消費構造統計調査の中止

石油等消費構造統計調査（以下、「構造統計調査」という。）については、以下の理由により、平成 14 年以降、調査を中止する計画である。

- (1) 鉱工業指数のうち、構造統計調査を品目選定及びウェイト積算の基礎資料としていた「原材料消費、在庫及び在庫率指数」が平成 12 年 12 月をもって廃止される等、構造統計調査に対するニーズが低下していること。
- (2) 結果公表の速報性等から月次統計である石油等消費動態統計調査（以下、「動態統計調査」という。）の調査結果の方が広く利用されていること。
- (3) 構造統計調査と動態統計調査の調査客体及び調査項目の重複是正についての要請が強いこと。
- (4) エネルギー多消費型の主要な製造業に属する事業所を対象とする動態統計調査により、製造業及び商業に属する事業所を対象とする構造統計調査のうち、製造業のエネルギー消費量の約 86% が把握できること。

また、従来、構造統計調査で提供されていた地域別等の結果については、構造統計調査の中止に伴い提供されなくなるが、動態統計調査の調査結果及び工業統計調査等の調査結果を用いることにより、推計が可能であるとしている。

構造統計調査の中止については、構造統計調査と動態統計調査からなる従来の調査結果に対する統計ニーズの変化に対応するとともに、少数の標本による動態統計調査の結果によってもエネルギー消費量に関し高いカバレッジが確保可能であること、また、全体としての調査の効率性の向上及び報告者負担の軽減を図るものであることから、おおむね適当と認められる。

しかしながら、構造統計調査の中止により提供されなくなる地域別等の結果については、その推計方法、推計の基礎となるデータの所在等の情報を提供するなど利用者の利便を図るほか、補完的な資料として、動態統計調査の 1 年分のデータを活用することにより都道府県別、経済産業局別の集計結果を「石油等消費動態統計年報」で公表する必要がある。

また、平成 14 年 5 月に改正された「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和 54 年 6 月法律第 49 号）においては、製造業等のほかオフィスビル、大型小売店舗等の民生業務部門についても、エネルギー消費の多い工場又は事業場に対し、年 1 回のエネルギー消費に関する定期報告を義務付けており、この定期報

告によりエネルギー消費に関する業種横断的なデータが得られることから、当該定期報告を活用した統計の作成を検討する必要がある。

2 石油等消費動態統計調査における調査品目等の変更

動態統計調査における調査品目等の変更については、経済産業省生産動態統計調査（指定統計第 11 号を作成するための調査。以下「生産動態統計調査」という。）における品目の名称変更等の改正との整合性の確保とともに総合エネルギー統計の名称等との統一性の確保を図るため、油種別において「B 重油」と「C 重油」の「B・C 重油」への統合、「石油コークス」の「オイルコークス」への名称変更等を行う計画である。

また、本調査の調査品目である石灰についても、生産動態統計調査に合わせ、調査票の提出を従来の経済産業局経由から本省直送に変更する計画である。

これについては、生産動態統計調査との整合性を確保し、調査の効率的な実施が図られること等から、適当と認められる。

3 調査の名称

調査の名称については、今回の改正に伴い「経済産業省石油等消費統計調査（仮称）」とする計画であるが、これについては、構造統計調査を中止し、この結果、エネルギー多消費型で代表性を持った特定の業種に調査対象が限定されるという今回改正の趣旨を踏まえ、「経済産業省特定業種石油等消費統計調査」とすることが適当である。